～～　民進党・山尾議員に「もともと正当な活動でも団体の性質が一変したときは、
共謀罪の対象となるのか？かつての共謀罪と違うのか、同じか」と聞かれて　～～

金田勝年法務大臣
「ただいまのご質問の、えー。従来の共謀罪、いわゆる「共謀罪」の法案、これは廃案になった法案であり、えー、これをベースにしたお答えは、現在のテロ等準備罪についての、法案のお答えは、いたしかねる、というふうに思います。」

（　「お～～～っ」と言う声が上がる）

山尾志桜里議員（民進党）
「そうであれば、大臣、『かつての共謀罪とはまったく違う』、と言ってきた　ご自身の答弁、全部撤回してください。」

（　議場騒然、総理手を挙げて前に出る、委員長席に議員が集まる。法務大臣に官僚駆け寄る）

浜田靖一委員長
「ちょっとまってください。速記を止めてください。」

「金田法務大臣。」

金田法務大臣
「えー、ま、過去の、その法案と今回の法案。そのなかで、今回の法案における、えー、組織的犯罪集団もですね、かつての共謀罪の、えー、団体と言いますか、それと実質的にどうちがうのかというのと、同じような質問と私は、受け止めておりますが、かつての組織的な犯罪の共謀罪においては、その主体は、「団体」とのみ指定されていたわけでございます。検討中の現在の法案につきましては、組織的犯罪集団についてしっかりと明文で定義をし、主体をこれに限定することを検討しておるわけでございます。これによりまして私どもは、かつての共謀罪に対して示されました一般の方々の不安や懸念というものを払拭することができる、このように考えてですね。
その意味をですね、かつての共謀罪とは異なるものとして、現在検討を進めているということであります。」

山尾議員

「異なるとおっしゃるので、もう１回お伺いいたします。かつての共謀罪では、最初は正当な団体だったものが　性質が一変した場合には、対象となり得たんですか？ならなかったんですか？　どちらですか？」

（金田法務大臣、官僚に相談する）

金田法務大臣

「えー、ただいまのご質問に対しましては、えー、それは、なり得るものではあるとは思いますが、　しかしながら、現在成案を作成中でございますから、その段階でしっかりと答えていきたい。このように思っております。」

山尾議員

「あの、かつてと同じなんですよ。かつての局長答弁がこれです。」

（パネルを出す）

「はじめは正常なものから走り出した」と。でも、「完全な詐欺集団として切り替わった」、そうすれば、認定をされうる、と　こう言ってるんです。かつても、そうだったし、今回もそうなんです。

一般市民であっても、途中で捜査機関が「性質が一変した」、「犯罪集団に切り替わった」、とこういう認定されれば、これは今回の対象にあたる。かつても、今も、全く同じ答弁をされてるんです。だから私は聞いているんです。

これは、かつてと違うと言う理由にはならないじゃないですか？と。

そして大臣、お伺いします。　総理でも結構です。

総理、ずっと「一般の人は、対象にならない」とおっしゃってきました。でも、これでいくと、なるんです。　そのところの矛盾をどう説明されますか？」

安倍晋三首相

「えー、先ほどもですね、先ほども申し上げましたようにですね、えー、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体がですね。まさに現に存在している場合に、組織的犯罪集団として取り締まりの対象とすることはですね、これは国民の生命や財産や、あるいはテロから守るためには、これは当然のこと、でありまして。

まさに、そもそもの目的が正常な目的であったとしても、その段階で一変をしているわけでありますから、一変をしている以上ですね、これは組織的犯罪集団と認めるのは、当然のことであろう、とこう思うわけでありまして、結成当初からそのような団体であったのか、ある時点でそう言う団体になったのかで対応が異なるものでは、あり得ない、わけでございまして。

たとえばですね。オウム真理教がそうでありますね。当初は、これは、宗教法人として認められた団体でありましたが、まさに犯罪集団として、一変したわけであります。」

（そうだ！）
一変したまさに一般人を取り締まると言う観点からしてもですね。一般人・・・
犯罪集団に一変した段階でですね、その人たちは一般人なんですか？
私は今、たいへん驚いているんですが、一般人であるわけがないじゃありませんか！
犯罪集団に一変したものである以上、それは対象となる。それはまさに、明確であろうとこのように思います。」

山尾議員
「そうであれば総理、1 月 26 日のご自身の答弁を思い出してください。
今、総理は　当初から犯罪集団であるかと、ある時点で一変したものであるかで、扱いは変わらない。扱い変わったら困るじゃないか、と胸を張っておっしゃいました。
1 月 26 日の総理の答弁を読み上げましょう。
『かつての共謀罪は、いわば共謀して何人かが集まって、合意に至ったら、そこで共謀罪になるわけです。今回のものは、そもそも犯罪を犯すことを目的としている集団でなければなりません。これが、全然違うんです。』
これが、総理の答弁であります。
今のご答弁は、『そもそもであろうと、途中で変わろうと、テロとかね、犯罪集団に変わったら、対処するのは当たり前じゃないか、対応異ならないよ』とおっしゃいました。1 月 26 日の答弁、撤回されるんですか？」

安倍首相
「あの、1 月・・何日だっけ？　1 月 26 日の答弁においてもですね、まさに、一般の方がたを取り締まる目的ではないという趣旨で申し上げているのであってですね、犯罪を目的していると言うことは明確にしているということであります。今回もね、一変をしている訳でありますから、まさに犯罪集団となったと。つまりですね、まともな集団の中においてですね、一部の人が犯す犯罪においてその団体全部が取り締まりの対象にはならないとうことでありますが、まさに、今回は一変していると言うことをもってですね、そうなっているわけありますし、また、準備行為を行うことを持ってしてもですね、それは違うことでございますが、「かつての共謀罪と違う」ということについては、私たちは必ずこの二つの点を上げているわけでありますから、改めて、そう申し上げているところであります。
重要な点はですね、重要な点は、犯罪行為を行うことについてですね、組織が性質を一変させることに、ポイントがあるわけでありまして、それと、さっきの答弁は、何ら矛盾するところはない。
強引に矛盾をしているように見せかける努力をしておられるかもしれませんが、その努力は、無駄な努力でありましてですね。」

浜田委員長
「総理、時間が来ておりますので」

安倍総理
「大切なことは、お互いにですね。国民の生命と財産を守ることじゃないんですか？」
（そうだ！拍手）
その観点を忘れてはですね、本質を見あまりますよ。（発言のとおり）」
（そうだ！）

山尾議員
「総理、1 月 26 日は、そもそもかどうかが違うんだ、と。そうおっしゃってた。今度は、一変したかどうかがポイントだと。答弁を全く変えた。
変えたものを変わってないと強弁されるのは、これは国民にとって不誠実ですよ。」
（そうだ！）
総理、この前ね、こういうこともおっしゃっているんですよ。
『今回の共謀罪、これは、共謀罪というのは、前の共謀罪では、たとえばそんな組織的なものじゃなくても、ぱらぱら集まって、「今度やってやろうぜ」という話をしただけで、これはもう罪になるわけであります』と。総理、こう言ってます。
法務大臣にでは、聞きましょう。
ぱらぱら集まって、「今度やってやろうぜ」と話しただけで、従来の共謀罪は共謀になったんですか？」

浜田委員長
「いやいや、時間が来ておりますので。質疑をまとめてください。山尾くん。いやいや。
山尾くん、時間が来てますので、まとめてください。」

山尾議員
「あの、大変時間の無駄遣いの答弁をされて、私は大変不本意でありますけれども。
やはり、必要性もはっきりしていない、そして答弁がころころ変わる、変わったことも認めない。矛盾したまま突き進む。こういう法案の検討はやめていただきたいし、
大臣、こんな姿勢では、本当に大臣は辞任していただかないと、この議論は前に進まない.
私はそう申し上げて、時間ですので終わりたいと思います。」

浜田委員長
「午後一時から委員会を再開することとし、この際休憩いたします。」